公益社団法人全国消費生活相談員協会

【受託講座】「令和 6 年度外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」(消費者庁)

2022 年に成年年齢引下げが施行されたところ、18 歳、19 歳を含む若年者に、美容や儲け話等に関するトラブルが多く発生しており、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然防止及びそのための更なる消費者教育の充実が重要となっています。

また、ネットショッピング(オンラインゲームを含む)、キャッシュレス決済のすそ野が拡大する中、低年齢でも契約できる場面も増え、「I8歳で成年」を見据えた消費者力を身に付けることが、より一層求められています。

このため、消費者庁では、実践的な消費者教育講座事業を実施することとし、公益社団法人全国消費生活相談員協会(構成員は消費生活センター等に勤務する消費生活相談員)が本事業を受託しました。

実際の相談事例等も紹介しながら、消費者トラブルを「自分事」として捉えることができる、 分かりやすい出前講座を以下の要領で実施中ですので、ご案内いたします。

対 象 校:全国の中学校(中等教育学校前期課程を含む)、私立高等学校、 私立中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校(中等部・高等部)、 専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)、大学(短期大学を含む)

対 象 者:上記学校の生徒・学生・教職員・保護者(原則として学校の保護者会・PTA)

講座形式:対面による講座(講師の実派遣)、オンライン講座(同時双方向型)、 オンデマンド講座、DVD

無料(講師料、旅費はかかりません)

「申込シート」にご記入のうえ、メールに添付又はFAXにてお申込ください。 「申込シート」及び詳しい説明は、全国消費生活相談員協会 HP をご覧ください。 https://x.gd/IJW5c

問合せ先:(公社)全国消費生活相談員協会 (消費者庁消費者教育出前講座担当)

- > E-mail mailto:wakamonodemae@zenso.or.jp
- > TEL 03-5614-0543 FAX 03-5614-0743